

日本アミノ酸学会 科学・技術賞選考規程

(趣旨)

第1条 日本アミノ酸学会は、創設5周年を記念して「日本アミノ酸学会 科学・技術賞」を設ける。目的、応募資格、選考方法等については以下の規定によって定める。

(名称)

第2条 本賞は、日本アミノ酸学会 科学・技術賞(英文名:JSAAS Science and Technology Award) と称する。

(目的)

第3条 アミノ酸および関連分野の基礎または応用に関わる研究を推進している本会若手会員の優れた研究成果を表彰する。

2 授賞者は各年度2名以内とする。

(候補者の資格)

第4条 本賞は個人を対象とし、受賞年度の4月1日現在で45歳未満であり、2年以上の会費納入を伴う本学会会員歴、および本学会学術大会で筆頭著者として1回以上の発表歴を持つものとする。

2 他薦または自薦とする。

3 受賞者は再応募できない。

(授賞対象となる研究成果)

第5条 授賞対象となる研究成果は、本学会学術大会等で発表された成果、または本学会誌「アミノ酸研究」で公表された内容を含むものとする。

(応募方法)

第6条 応募期限までに申請書類一式(申請書、対象研究の概要、履歴書、研究業績リスト、推薦状(自薦の場合は不要)、主要業績論文別刷(コピー可))を本学会事務局に提出する。書式は本学会HPからダウンロードしたものをを用いる。

(選考方法)

第7条 日本アミノ酸学会 科学・技術賞選考細則によって設置された選考委員会により審査し、最終候補者2名以内を選出する。その結果を基に役員会で授賞者を決定する。

(表彰)

第8条 会長が選考結果を総会において発表し、賞状及び副賞を贈呈する。

(受賞者の義務)

第9条 受賞者は本学会学術大会等において受賞講演を行い、受賞対象成果に関する総説を「アミノ酸研究」に執筆する。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、役員会の決議によるものとする。

付則

(施行期日)

1 本規程は2011年11月5日に制定し、2011年4月1日より施行する。